

議案第30号

令和5年度飯能市下水道事業会計予算（案）

（総 則）

第1条 令和5年度飯能市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	26,080戸
(2) 年間有収水量	6,210,200m ³
(3) 1日平均有収水量	17,015m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 污水管きよ整備事業	551,006千円
ロ 老朽化対策事業	200,654千円
ハ 浄化センター地震対策事業	83,000千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	2,037,715千円	
第1項 営業収益	1,261,128千円	
第2項 営業外収益	688,535千円	
第3項 附帯事業収益	88,000千円	
第4項 特別利益		52千円

	支	出
第1款 下水道事業費用	2, 0 1 0, 6 2 3	千円
第1項 営業費用	1, 7 9 4, 8 5 1	千円
第2項 営業外費用	1 3 7, 6 2 1	千円
第3項 附帯事業費用	6 0, 9 5 1	千円
第4項 特別損失	7, 2 0 0	千円
第5項 予備費	1 0, 0 0 0	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額640, 961千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40, 832千円、減債積立金3, 306千円、過年度分損益勘定留保資金330, 455千円、当年度分損益勘定留保資金266, 368千円で補てんするものとする。）。)

	収	入
第1款 資本的収入	9 8 4, 2 2 5	千円
第1項 企業債	5 0 3, 1 0 0	千円
第2項 負担金及び分担金	2 9, 5 2 7	千円
第3項 他会計補助金	1 7 8, 0 4 2	千円
第4項 国庫補助金	2 7 3, 5 5 6	千円
	支	出
第1款 資本的支出	1, 6 2 5, 1 8 6	千円
第1項 建設改良費	9 6 0, 6 4 7	千円
第2項 企業債償還金	6 6 4, 5 3 9	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 503,100	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	503,100			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

124,787千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、210,584千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,530千円と定める。

令和5年2月24日提出

飯能市長 新井重治